

アジア・アジアパラ競技大会基金条例（令和四年三月十一日条例第一号）

最終改正:令和 四年 七月 五日条例第四三号

改正内容:令和 四年 七月 五日条例第四三号 [令和4年7月31日]

○アジア・アジアパラ競技大会基金条例

令和四年三月十一日条例第一号

改正

令和 四年 七月 五日条例第四三号

アジア競技大会基金条例をここに公布する。

アジア・アジアパラ競技大会基金条例

（設置）

第一条 第二十回アジア競技大会及び第五回アジアパラ競技大会の開催に必要な財源を確保するため、アジア・アジアパラ競技大会基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（基金への繰入れ）

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

（運用）

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第二十回アジア競技大会及び第五回アジアパラ競技大会の開催のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則（令和四年七月五日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。